

管理コード	府省庁名	提案事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の分類」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
010010	警察庁	風営法第8号機に係るデジタルゲーム機の適用除外	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第2条第1項第8号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 (昭和60年公安委員会規則第1号) 第5条第4号	遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業は、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本家の用途以外の用途に用いて客の射心をそそるおそれがあることから、風営適正化法はそのような営業 (賭博業) の施設で営まれるものなどを除く。)を風俗営業として規制の対象としている。	遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗等において、当該デジタルゲームを風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第2条第1項第8号に該当しないものとして、風営法の適用除外を求めるとする。	第24次構造改革特区のやりとりを見てもわかるとおり、他の設備において本家の用途に用いる場合はその営業形態において対象遊技設備に該当しないとして、風営法の規制対象から外れている。そこで、本家の用途に限り使用する営業形態において、風営法第8号営業における対象遊技設備に該当しないものとして風営法の適用除外を求めるとする。	C	III-IV	矢の的的位置に応じて得点が自動的にデジタル表示されるいわゆるデジタルゲームは、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備に該当するところ、当該遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業を風営適正化法の規制の対象から除外した場合には、当該営業について賭博等を始め、客の射心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、ゲーム競技等を使用してデジタルゲーム機が本家の用途であるのか、明確にされた。また、ポウリング競技とこの違いを明確にされた。ポウリング競技では自動計測機能を持つが本家の用途に用いることで規制対象外であり、主筆者からの表彰状等授与、スポンサーからの金品提供が可能である。ゲーム競技は自動計測機能を持つため本家の用途以外にも用いられず規制対象であり、主筆者からの表彰状授与、スポンサーからの金品提供等は不可である。競技種別以外の違いは見受けられず、適度規制である。責任はゲーム競技の振興、振興を担い、競技者の向上心と前向き結果を促している。故に、まずは特例として経過観察を要請する。	C	III-IV	提案主体は、一定の行為が「本家の用途」に当たるかどうかが必要であるように誤解しているが、風営適正化法が遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業を規制の対象としているのは、当該営業が、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本家の用途以外の用途に用いて賭博等を始めとする客の射心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあるためであり、本家の用途であるかやその是非ではなく、そうした「おそれ」が当該営業に存在していることが規制の理由となっているものである。ただし、例えば、酒類を提供する飲食店において、1、2名のデジタルゲームが設置されていたとしても、直ちに規制の対象となるわけではなく、店舗内において占める風営適正化法第2条第1項第8号の営業としての外形的独立性が著しく小さく、法的規制の必要性が小さいと認められるものについては風俗営業の許可を要しない限りとしている。	デジタルゲーム競技会特区	1 0 1 0 1 0	個人	熊本県	警察庁	
010020	警察庁	風営法第8号機に係るデジタルゲーム機の適用除外	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第2条第1項第8号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 (昭和60年公安委員会規則第1号) 第5条第4号	遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業は、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本家の用途以外の用途に用いて客の射心をそそるおそれがあることから、風営適正化法はそのような営業 (賭博業) の施設で営まれるものなどを除く。)を風俗営業として規制の対象としている。	指導、講習、レッスン等を行う。デジタルゲームを設置する店舗等において、当該デジタルゲームを風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第2条第1項第8号に該当しないものとして、風営法の適用除外を求めるとする。	第24次構造改革特区のやりとりを見てもわかるとおり、他の設備において本家の用途に用いる場合はその営業形態において対象遊技設備に該当しないとして、風営法の規制対象から外れている。そこで、本家の用途に限り使用する営業形態において、風営法第8号営業における対象遊技設備に該当しないものとして風営法の適用除外を求めるとする。	C	III-IV	矢の的的位置に応じて得点が自動的にデジタル表示されるいわゆるデジタルゲームは、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備に該当するところ、当該遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業を風営適正化法の規制の対象から除外した場合には、当該営業について賭博等を始め、客の射心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、ゲーム競技の練習や競技等が本家の用途であるのか、明確にされた。また、ポウリング競技との違いを明確にされた。ポウリング競技における「ストローク」等の表示や自動計測は規制対象外であり、デジタルゲーム設備における「ボール」等の表示や自動計測は規制対象である。その為、深夜酒類提供店舗等ではないにも拘わらず、時間的制約が生じている。時間的余裕のない愛好者が深夜に練習することは許容の24時間営業ゴルフ場運営等を促して明らかである。種別以外の違いは見受けられず、適度規制である。責任はデジタル競技の振興を担い、練習・競技等の機会を失う結果を招いている。故に、特例として経過観察を要請する。	C	III-IV	提案主体は、一定の行為が「本家の用途」に当たるかどうかが必要であるように誤解しているが、風営適正化法が遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業を規制の対象としているのは、当該営業が、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本家の用途以外の用途に用いて賭博等を始めとする客の射心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあるためであり、本家の用途であるかやその是非ではなく、そうした「おそれ」が当該営業に存在していることが規制の理由となっているものである。ただし、例えば、酒類を提供する飲食店において、1、2名のデジタルゲームが設置されていたとしても、直ちに規制の対象となるわけではなく、店舗内において占める風営適正化法第2条第1項第8号の営業としての外形的独立性が著しく小さく、法的規制の必要性が小さいと認められるものについては風俗営業の許可を要しない限りとしている。	デジタルゲーム練習・競技特区	1 0 1 0 2 0	個人	熊本県	警察庁	
010030	警察庁	風営法第8号機に係るデジタルゲーム機の適用除外	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第2条第1項第8号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 (昭和60年公安委員会規則第1号) 第5条第4号	遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業は、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本家の用途以外の用途に用いて客の射心をそそるおそれがあることから、風営適正化法はそのような営業 (賭博業) の施設で営まれるものなどを除く。)を風俗営業として規制の対象としている。	指導、講習、レッスン等を行う。デジタルゲームを設置する店舗等において、当該デジタルゲームを風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第2条第1項第8号に該当しないものとして、風営法の適用除外を求めるとする。	第24次構造改革特区のやりとりを見てもわかるとおり、他の設備において本家の用途に用いる場合はその営業形態において対象遊技設備に該当しないとして、風営法の規制対象から外れている。そこで、本家の用途に限り使用する営業形態において、風営法第8号営業における対象遊技設備に該当しないものとして風営法の適用除外を求めるとする。	C	III-IV	矢の的的位置に応じて得点が自動的にデジタル表示されるいわゆるデジタルゲームは、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備に該当するところ、当該遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業を風営適正化法の規制の対象から除外した場合には、当該営業について賭博等を始め、客の射心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、ゲーム競技の指導、講習、レッスンを本家の用途であるか否か、明確にされた。また、ゴルフ練習場、フットボールクラブ等に設置されているバーチャルゴルフの遊技を明確にされた。バーチャルゴルフは営業者の適正な管理の下では規制対象外であり、指導者が指導を行うことは特例に該当するところから規制対象である。種目以外の違いは見受けられず、適度規制である。責任は健全な指導、講習等を担い、指導者が指導する機会及び競技者等が指導を受ける機会を失う結果を招いている。故に、特例として経過観察を要請する。	C	III-IV	提案主体は、一定の行為が「本家の用途」に当たるかどうかが必要であるように誤解しているが、風営適正化法が遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業を規制の対象としているのは、当該営業が、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本家の用途以外の用途に用いて賭博等を始めとする客の射心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあるためであり、本家の用途であるかやその是非ではなく、そうした「おそれ」が当該営業に存在していることが規制の理由となっているものである。ただし、例えば、酒類を提供する飲食店において、1、2名のデジタルゲームが設置されていたとしても、直ちに規制の対象となるわけではなく、店舗内において占める風営適正化法第2条第1項第8号の営業としての外形的独立性が著しく小さく、法的規制の必要性が小さいと認められるものについては風俗営業の許可を要しない限りとしている。	デジタルゲーム指導・講習・レッスン特区	1 0 1 0 3 0	個人	熊本県	警察庁	
010040	警察庁	風営法第8号機に係るデジタルゲーム機の適用除外	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第2条第1項第8号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 (昭和60年公安委員会規則第1号) 第5条第4号	遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業は、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本家の用途以外の用途に用いて客の射心をそそるおそれがあることから、風営適正化法はそのような営業 (賭博業) の施設で営まれるものなどを除く。)を風俗営業として規制の対象としている。	ゲーム場、練習場、ゲームショップ等を行う。デジタルゲームを設置する店舗等において、当該デジタルゲームを風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第2条第1項第8号に該当しないものとして、風営法の適用除外を求めるとする。	第24次構造改革特区のやりとりを見てもわかるとおり、他の設備において本家の用途に用いる場合はその営業形態において対象遊技設備に該当しないとして、風営法の規制対象から外れている。そこで、本家の用途に限り使用する営業形態において、風営法第8号営業における対象遊技設備に該当しないものとして風営法の適用除外を求めるとする。	C	III-IV	矢の的的位置に応じて得点が自動的にデジタル表示されるいわゆるデジタルゲームは、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備に該当するところ、当該遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業を風営適正化法の規制の対象から除外した場合には、当該営業について賭博等を始め、客の射心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、認められない。	ゲーム場、ゲームショップ等が本家の用途であるか否か、明確にされた。また、ポウリングゲームとデジタルゲームとの違いを明確にされた。ポウリングゲームは本家の用途に用いられることで規制対象外であり、デジタルゲームは本家の用途以外にも用いられ、主筆者からの表彰状授与、スポンサーからの金品提供が可能である。ゲーム競技は自動計測機能を持つため本家の用途以外にも用いられ、主筆者からの表彰状授与、スポンサーからの金品提供等は不可である。競技種別以外の違いは見受けられず、適度規制である。責任はゲーム競技の振興、振興を担い、競技者の向上心と前向き結果を促している。故に、特例として経過観察を要請する。	C	III-IV	提案主体は、一定の行為が「本家の用途」に当たるかどうかが必要であるように誤解しているが、風営適正化法が遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業を規制の対象としているのは、当該営業が、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本家の用途以外の用途に用いて賭博等を始めとする客の射心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあるためであり、本家の用途であるかやその是非ではなく、そうした「おそれ」が当該営業に存在していることが規制の理由となっているものである。ただし、例えば、酒類を提供する飲食店において、1、2名のデジタルゲームが設置されていたとしても、直ちに規制の対象となるわけではなく、店舗内において占める風営適正化法第2条第1項第8号の営業としての外形的独立性が著しく小さく、法的規制の必要性が小さいと認められるものについては風俗営業の許可を要しない限りとしている。	デジタルゲーム場・練習場・ゲームショップ特区	1 0 1 0 4 0	個人	熊本県	警察庁	
010050	警察庁	風営法第8号機に係るデジタルゲーム機の適用除外	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第2条第1項第8号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 (昭和60年公安委員会規則第1号) 第5条第4号	遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業は、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本家の用途以外の用途に用いて客の射心をそそるおそれがあることから、風営適正化法はそのような営業 (賭博業) の施設で営まれるものなどを除く。)を風俗営業として規制の対象としている。	競技会を行ういわゆる10%未満営業におけるデジタルゲームを設置する店舗等において、当該デジタルゲームを風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第2条第1項第8号に該当しないものとして、風営法の適用除外を求めるとする。	第24次構造改革特区のやりとりを見てもわかるとおり、他の設備において本家の用途に用いる場合はその営業形態において対象遊技設備に該当しないとして、風営法の規制対象から外れている。そこで、本家の用途に限り使用する営業形態において、風営法第8号営業における対象遊技設備に該当しないものとして風営法の適用除外を求めるとする。	C	III-IV	矢の的的位置に応じて得点が自動的にデジタル表示されるいわゆるデジタルゲームは、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備に該当するところ、当該遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業を風営適正化法の規制の対象から除外した場合には、当該営業について賭博等を始め、客の射心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、ゲーム競技の練習や競技等が本家の用途であるか否か、明確にされた。また、ポウリング競技との違いを明確にされた。ポウリング競技では自動計測機能を持つが本家の用途に用いることで規制対象外であり、主筆者からの表彰状等授与、スポンサーからの金品提供が可能である。ゲーム競技は自動計測機能を持つため本家の用途以外にも用いられ、主筆者からの表彰状授与、スポンサーからの金品提供等は不可である。競技種別以外の違いは見受けられず、適度規制である。責任はゲーム競技の振興、振興を担い、競技者の向上心と前向き結果を促している。故に、特例として経過観察を要請する。	E	III-IV	提案主体は、一定の行為が「本家の用途」に当たるかどうかが必要であるように誤解しているが、風営適正化法が遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業を規制の対象としているのは、当該営業が、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本家の用途以外の用途に用いて賭博等を始めとする客の射心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあるためであり、本家の用途であるかやその是非ではなく、そうした「おそれ」が当該営業に存在していることが規制の理由となっているものである。ただし、例えば、酒類を提供する飲食店において、1、2名のデジタルゲームが設置されていたとしても、直ちに規制の対象となるわけではなく、店舗内において占める風営適正化法第2条第1項第8号の営業としての外形的独立性が著しく小さく、法的規制の必要性が小さいと認められるものについては風俗営業の許可を要しない限りとしている。	10%未満の競技会特区	1 0 1 0 5 0	個人	熊本県	警察庁	



管理コード	府省庁名	取組事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁	
010110	警察庁	ばちんこ営業店における宝くじの提供に係る規制緩和	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和33年法律第122号)第23条第1項第1号	ばちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射心を著しくそそおそれがあるため、風俗適正化法において、ばちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく射心をそそおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供することを禁止している。	ばちんこ営業店が遊技の結果に応じて、宝くじを賞品として提供することが出来る。	日本で生まれ大衆娯楽に発展したばちんこは、戦後より更に大勢のファンを擁して現在に至っています。「ばちんこ営業店」が賞品に宝くじを提供することにより、遊技客に夢を与え、また宝くじをは入れることにより、当せん金付証券法上の宝くじ収益金増加が見込まれ、その収益金が公共事業等に使用されることにより社会貢献を行う娯楽産業に発展する事が可能になります。	C	I			C	I			株式会社 玉越	愛知県	警察庁		
010120	警察庁	貯玉カードによるコンビニエンスストアでの商品(生活必需品)交換に係る規制緩和	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和33年法律第122号)第23条第1項第4号	ばちんこ営業において賞品を提供する店舗については、風俗適正化法において、許可に係る営業所内の客の見やすい場所に設けなければならないこととされている。	ばちんこ営業店が許可されている、貯玉・再プレイシステムカードを活用することにより、遊技客がばちんこ営業店外のコンビニエンスストアにおいて、貯玉カードを活用して自由に賞品(生活必需品)と24時間交換出来る。	現在、日本全国のコンビニエンスストアは約50,000店あり、そのうち実際に店頭で並んでいる商品は1店舗当たり、約2500品目から3000品目といわれています。ばちんこ営業店は遊技の結果に応じて賞品の提供を行う営業ではあるものの、開かれた営業スペースでは、どうしても客先に選んで頂く遊技客が主であり、その際に賞品を置くスペースや多数の賞品を陳列することがなかなか難しいことや、また、ばちんこ営業店は予め営業時間が決められている等から遊技客の多様な生活環境や生活リズムに適合する賞品の提供が行われているとは言い難く、それらを改善するためにも、幸がばちんこ営業店と提携を行ったコンビニエンスストア内であれば、ばちんこ営業店の貯玉システムを活用することにより、遊技客の獲得した貯玉数に応じた賞品を自由に交換できるものとします。そもそもコンビニエンスストアは24時間営業を行っており、好きな時間になつくと生活必需品等が選べる等、まさに大衆娯楽に適した賞品交換方法になる為、今回のご提案をさせていただきます。	C	I-III					C	I-III			株式会社 玉越	愛知県	警察庁